



長野県訓令第9号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程(昭和32年長野県訓令第1号)
の一部を次のように改正します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

第3条第2項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

第5条第2項中「課長」を「課長又はチームリーダー」に改め、
同条第3項中「課長」を「課長若しくはチームリーダー」に改める。

第7条第1項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

別表第1中「企画課長 人事課長 財政課長 法規学事課長」を
「政策チームリーダー 行政システム改革チームリーダー 財政改
革チームリーダー 企画課長 文書学事課長」に、「会計局次長」
を「会計課長」に改める。別表第2中「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局教
育振興課」に改める。

政策チーム